

ドローンの運用コンセプト(ConOps)に関する調査報告

Part 3 FAA UTM ConOps と U-space ConOps の比較と考察

2022年12月

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)

自律移動ロボットプログラム

空モビリティプロジェクト





■FAA UTM ConOps と U-space ConOpsの比較

- 法体系
- アーキテクチャ
- UTM·U-spaceの機能

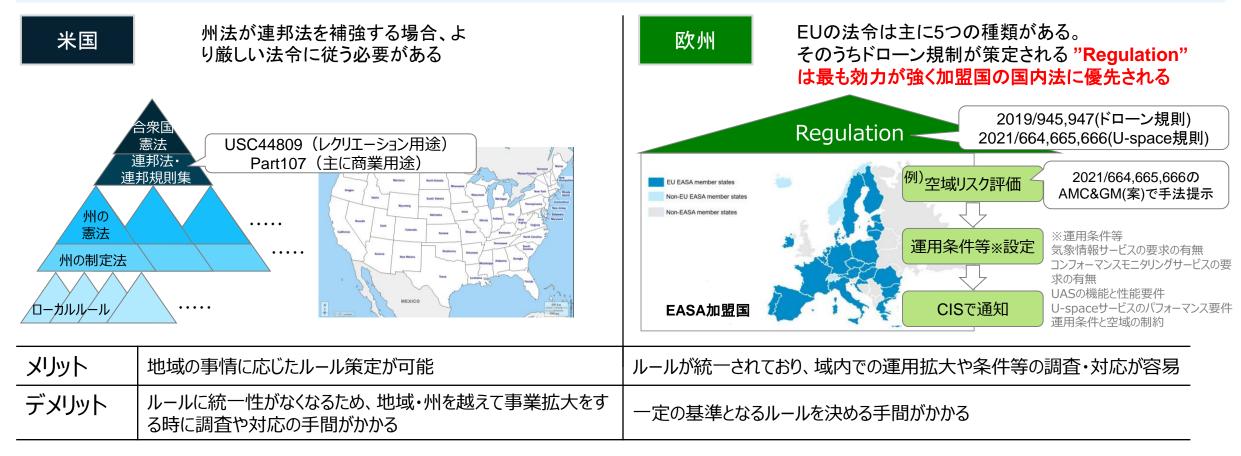




FAA UTM ConOps と U-space ConOpsの比較 法体系

法体系の違い

米国は連邦法を補強する地域ごとのローカルルール策定が可能だが、欧州では統一の規制に基づく必要がある。 日本でも自治体が条例等で飛行ルールを定めることは可能だが、煩雑な運用を避けるため、欧州のように国が一定の基準 や手法を提示して、自治体で実際の評価や運用を行うような体系も考えられる。



※推察を含みます。メリット・デメリットの検証や詳細化については今後議論が必要です。



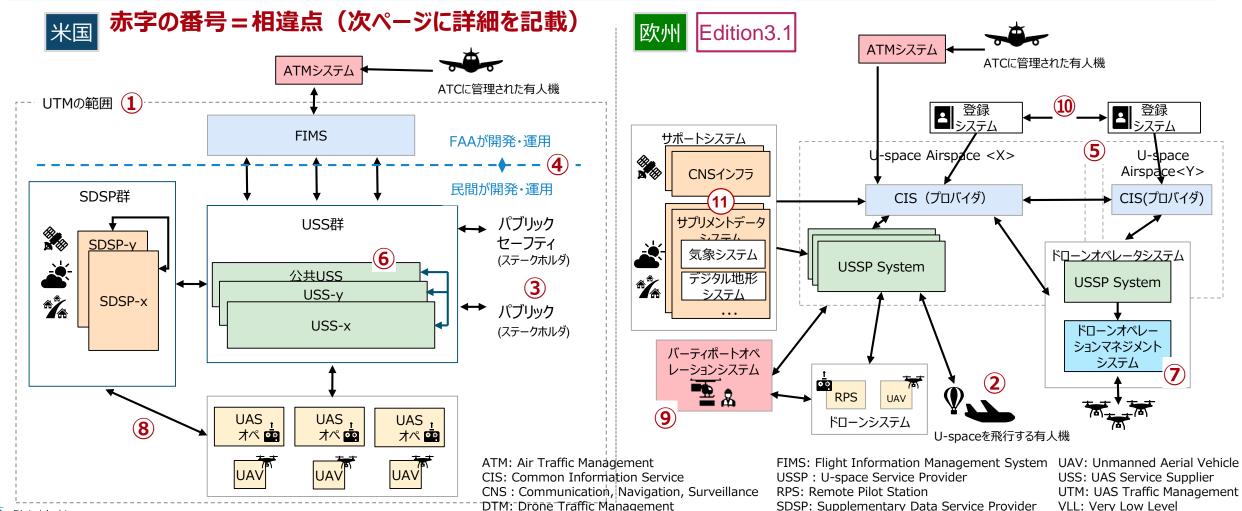
CIS:Common Information Service



FAA UTM ConOps と U-space ConOpsの比較アーキテクチャ

アーキテクチャの比較

米国のアーキテクチャの特徴は官民の役割分担が明確な点、欧州は加盟国毎にアーキテクチャが違う事を意識した表現をしている点が特徴的である。



アーキテクチャから読み取れる米国と欧州の相違点まとめ

アーキテクチャ観点の分類に基づいて、米国と欧州の違いを整理した。欧州では、U-space全体、UAMを対象範囲とし、米国よりもスコープが広い点、また各加盟国で一定の運用方針の相違を認めながらも相互運用性を担保することを意識していることから相違が生じていると推測される

	分類		相違点	米国	欧州	相違の背景(推測を含みます)	
1	の 関ス 係テ	スコープ	UTMの範囲の違い	明確に線引きをしている	明記していない(「UTMとはATM のアナロジー」という記載はあり)	UTMとU-space概念の違い	
2	7		ドローン以外の航空機の 有無	記載なし	記載あり	欧州はあらゆる航空機の管理という広い 視点で書いているため	
3	外 部		ステークホルダの記載有無	パブリックセーフティ・パブリックの記載あり	ステークホルダの記載なし		
4	システ	協調・競争領域	FIMSとCISの提供主体 の違い	FAA(公の機関)が開発・運用	国ごとにプロバイダが開発・運用 (官・民の指定なし)	各加盟国内のアーキテクチャは任せる方 針としているため	
5	ム 内	アーキテクチャの バリエーション (構成要素間の	複数の国、地域を跨いだ 管理の違い	米国内での提供を前提 = 同一アーキテクチャでの運用	加盟国を跨ぐ運用を前提 = 空域によるアーキテクチャ(分 散型、集中型)の違いを想定	欧州は加盟国に統一ルールを課す一方で、加盟国内でのアーキテクチャについて は任せる方針としているため	
6	構	部 (構成要素間の 関係性) 構成要素 素 構成要素間の インターフェイス 間	関係性)	USSの種類の有無	目的別USSの存在を明記	目的別のUSSについて記載なし	
7	成 要 素·		ドローンオペレーションマネ ジメントシステムの有無	記載なし	記載あり	欧州ではオペレーションのバリエーションが あることを強調するため	
8	と要素間		オペレータに対する SDSPの情報提供ルート の違い	オペレータが直接SDSPからデータを取得 する	オペレータはSDSPの情報をUSSP 経由で受け取る		
9	関係	構成要素の有無	バーティポートの有無	記載なし	記載あり	欧州はUAMを取り込んだため	
10	係		登録システムの有無	記載なし	記載あり	加盟国間の運用を想定しているため	
11		構成要素の定義	CNSに対する認識の違い	CNSもSDSPの中に包含	CNSを独立したインフラとして認識		

Digital Architectu Design Center

UAM: Urban Air Mobility

FIMS,CISの機能の違い

米国のFIMSはFAAが管理するシステムで、FAAと民間のシステム間のインターフェイスの役割を果たす。欧州のCISは認定されたプロバイダが運用し、空域に関する情報収集の機能を持つ。FIMSは官が運用するが、CISに関しては運用者の明確な指定はなく、準拠する標準等の性能要件がAMC&GMで提案され、接続性が確保されようとしている。

	FIMS (米国) Flight Information Management System	CIS (欧州) Common Information Service
管理者	FAA	CISプロバイダ ・データの品質とセキュリティの要件を満たし認定される ・国が単一のCISプロバイダを指定することも可能 ・同一国内のU-space空域ごとに単一CIS指定が可能 ・公平なアクセスが要求される
機能	FAAシステムとUTMシステム利用者間のデータ交換 I/F ・空域制約データの交換 ・アクティブなUTMへのアクセスポイント ・インシデント・アクシデント調査のためのデータ収集手 段	空域に関する情報収集 ・U-space空域の地理的な情報 ・U-space空域の動的な再構成の情報 ※CISが持ちうる機能(他システムが持つことも想定されている) ・法的記録(2021/664 15条 g) ・インシデント/アクシデントレポート(2021/664 15条 dの一部) ・航空情報提供



USSとUSSPの機能比較

米・欧ともにUTMのために必要な機能をConOpsで提示している。USS・USSPが担う機能の範囲に拡張性を持たせている。 日本においてUTMシステムの提供者がどういった機能を担うべきか議論が必要ではないか。

分類	米国 USS 連携するUTM参加者間の接続、空域に関する情報提供、データ保存を 行うシステム。USSがネットワークとなり低高度運航の管理を行う。	欧州 USSP (U-space Service Provider) 2021/664 chaprterIV記載のU-spaceサービスを1つ以上提供するステークホルダー
運航計画	・計画 ・インテント共有 ・ストラテジック・タクティカル デコンフリクション	UAS飛行許可サービス(664_10条) •ストラテジックコンフリクト予測 •ストラテジックコンフリクト解決
動態情報	·RID、空域認可、空域管理機能	ネットワークアイデンティフィケーションサービス(664_8,11条) ・ネットワークの識別・サーベイランスとデータ交換 交通情報サービス(664_11条) (トラッキングサービス含む)
空域制限	・オフノミナル状況の管理	ジオアウェアネスサービス(664_9条)
適合性監視	・コンフォーマンス・モニタリング	コンフォーマンスモニタリングサービス(664_13条) ・緊急事態対応 ・モニタリング
気象情報提供	・気象データ提供 (SDSPからオペレータに直接提供のパターンもあり)	気象情報サービス(664_12条) (SDSPから情報を受けてオペレータに渡す役割を担う)
その他	・他のアクティブなUSSの検索 ・機体、USSの情報登録 ・セキュリティが担保されたメッセージ交換 ・他の付加価値サービス	(ConOpsに記載はあるが、 664 に記載されていないサービス)
※拡張される可能性 がある機能		 ・地理情報サービス ・インフラ監視 ・リスク分析支援 ・ダイナミックキャパシティマネジメント ・デジタルログブック ・タクティカル紛争予測 ・オTCとの手続き的インターフェイス ・タクティカル紛争解決 ・ATCとの協調インターフェイス ・通信インフラ管理 ・通信インフラ管理 664は2021/664を指す

Digital Architectu Design Center

ATC: Air Traffic Control



FAA UTM ConOps と U-space ConOpsの比較 UTM・U-spaceの機能

比較する機能と論点の一覧

的なフライ

2つのConOps比較を行い、「A.米・欧の機能に対し日本では検討されていない、または検討範囲が狭いと思われる機能」、 「B.米・欧のアーキテクチャが異なり、日本での方向性を論じる必要がある機能」、「C.日米欧で共通する機能」を整理した。

米国

欧州

Strategic Long term

1. 機体·操縦者登録

日米欧ともに 制度設計あり

2. 空域設定

米欧の方式を考慮すると 日本ではどのようなUTM 利用空域設定が妥当か

A. 日本で未検討・検討範囲が狭い

B. 日本での方向性を議論すべき

C. 日米欧共通

飛行前

Strategic Pre-flight

3. 運航計画の作成

日本における運航計画の軌道設定の あるべき姿とはどのようなものか

4. 管制空域飛行許可取得

管制空域飛行時の迅速な許可と動 態情報共有を実現するためにどのよう なプロセスで進めるべきか

5. 運航計画許可

日本においてシステム全体(機体、操 縦者、インフラ等)を捉えた運航許可 の什組みはどうあるべきか?

Pre-Tactical

6. 飛行前の干渉回避

複数のUTMシステム間の経 路調整のあり方はどのような 仕様となるべきか

画

| |の | |

7. 空域容量管理

高密度飛行が予想される空 域で、空域容量管理のある べき姿とはどのようなものか

飛行中

Tactical

8. 飛行中の干渉解消

飛行中の干渉回避の仕組みは どうあるべきか

|の終了

9. 動態情報

ネットワーク型RIDはどのような 仕様となるべきか、また得られる 情報をどう活用するべきか?

10. 異常時·緊急時対応 緊急事態が発生した場合にUTM システムがサポートする機能につい

飛行後

Post-flight

11. 飛行記録保管

飛行ログデータなどを含むデータ 保管・閲覧システムはどのような 仕様となるべきか

画

の起

て検討が必要か

12. 空域制限情報

ドローン用の空域制限情報を信頼できる情報として発信・受信する仕組みはどのような仕様となるべきか

Digital Architecture Design Center

RID: Remote ID

1. 機体・操縦者登録

③日米欧で共通する機能

米ではPart107で登録が定められている。欧州も2019/947で登録が定められている。日本も航空法で登録が定められて おり共通する機能である。

	米国		区欠小川	
法律		Part107 (13 Registration)	2019/947 (Article 14 Registration of UAS operators and certified UAS)	
登録内容				
	登録方法	FAA Drone zone(オンライン)または書面	U-spaceサービス(Registration)	
	用途	事業orレクレーション –		
_ 機体	登録者情報	個人名、住所、Emailアドレス、電話番号	個人名または法人名、住所、Emailアドレス、電話番号	
ידין אאן	機体情報	製造者名、モデル、製造者から提供されたSpecific Remote IDシ リアル番号	 製造者名、機体名、機体シリアル番号 	
	支払い方法	クレジットカードまたはデビッドカード番号	_	
_		T		
	登録方法	FAA Drone zone(オンライン)または書面 機体登録時にパイロットも登録される	U-spaceサービス(Registration)	
 操縦者	登録者情報	機体登録情報と同じ	個人の場合:個人名、生年月日 法人の場合:法人名、識別番号 UASオペレータの住所、emailアドレス、電話番号	
Digital Architecture	資格等	・商用の場合はドローンパイロット資格(FAA UAS certificate) 必須	UASの保険証券番号 法人の場合のチェック項目: ・運航に係るメンバ全員がタスク実行能力を有すること ・適切な能力を持ったリモートパイロットがUASを操作すること Specificカテゴリの場合:標準シナリオに沿った運航に対する認可とLUC	

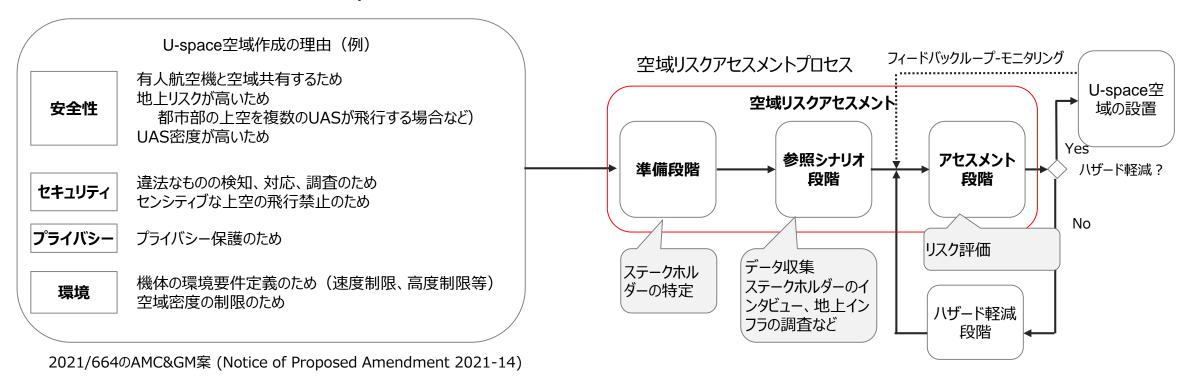
米国ではUAS空域の設定は言及されていない。欧州ではUASが飛行するために特定のサービスを利用する必要がある空域の指定とその方法が2021/664で定められた。米・欧の方式を考慮すると日本ではどのようなUTM利用空域設定が妥当か?

欧州

U-space空域

設定主体 加盟国 設定理由 UASの飛行が他の空域利用者や地上の人、財産に危険を及ぼすリスクがある

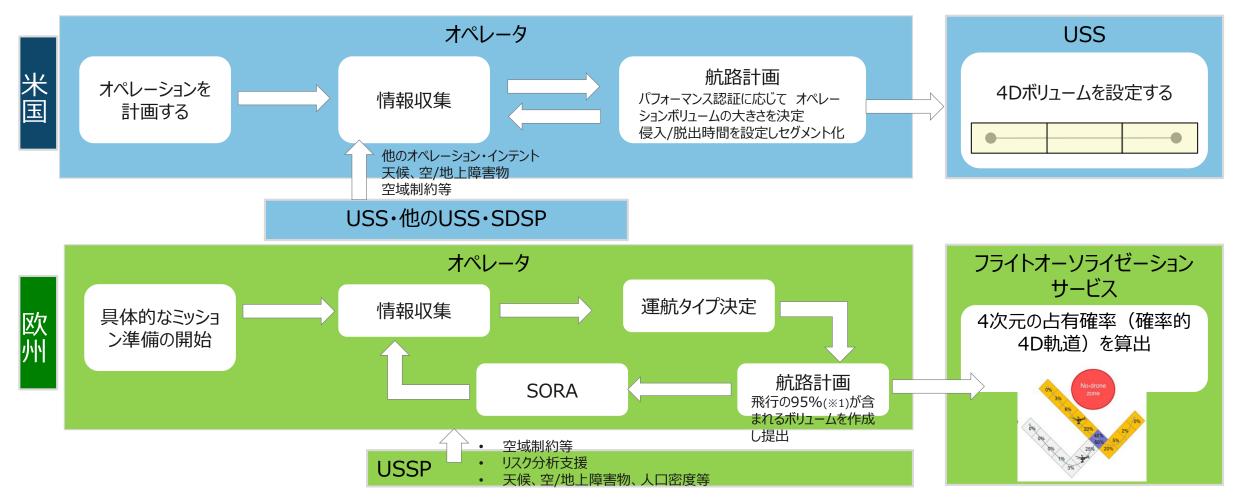
※空域全体はささず、指定されたエリアのみがU-space空域となる



3. 運航計画の作成

①米・欧の機能に対し日本では検討されていない、 または検討範囲が狭いと思われる機能

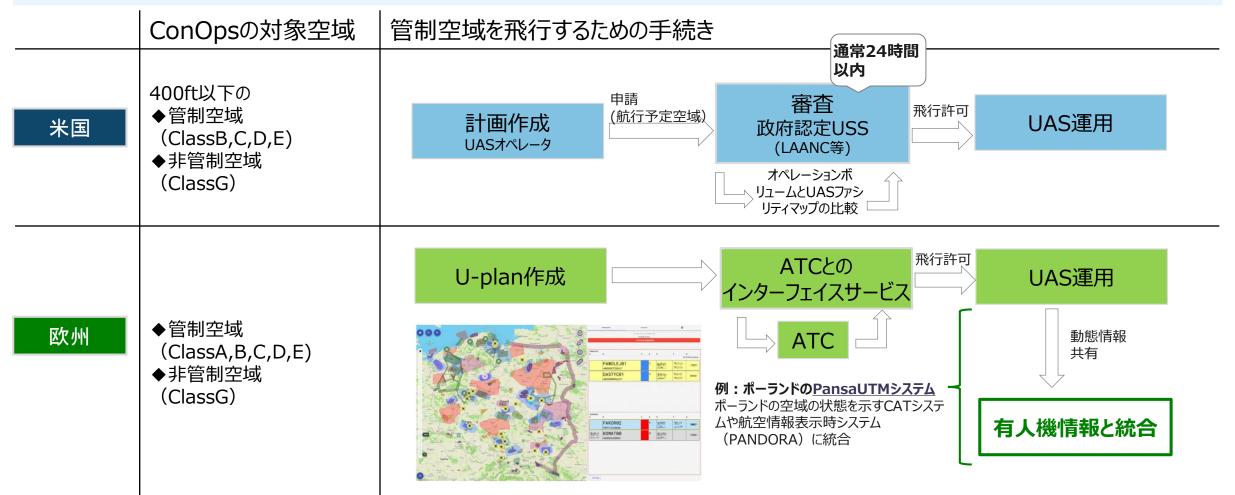
米国ではパフォーマンス認証に応じてオペレーションボリュームを決定する。欧州ではオペレーターが作成したボリュームをもとに確率的4D軌道を作成する。日本における運航計画の軌道設定のあり方はどうあるべきか?



4. 管制空域飛行許可取得

①米・欧の機能に対し日本では検討されていない、 または検討範囲が狭いと思われる機能

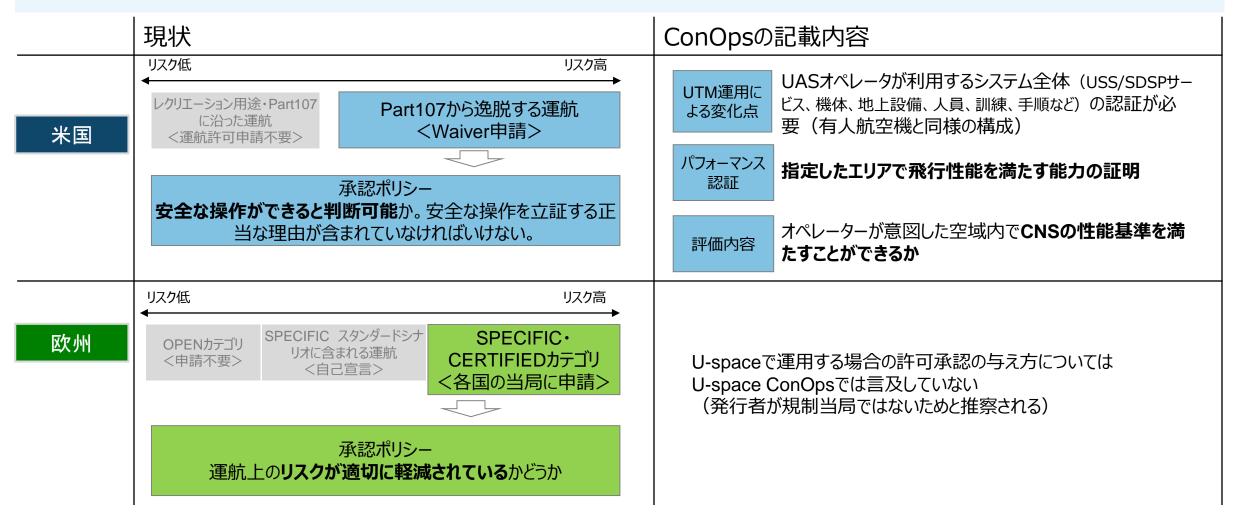
米国では24時間以内に管制空域の飛行許可を出す運用が開始されている。欧州ではポーランドで有人機・無人機の情報 を統合表示できるサービスが提供されている。日本における管制空域飛行時の迅速な許可と動態情報共有を実現するため にどのようなアクションが必要か?



5. 運航計画許可

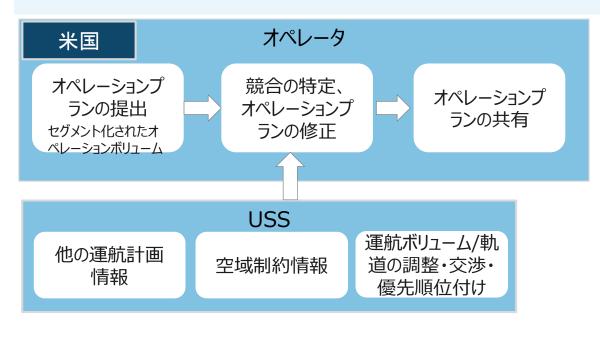
①米・欧の機能に対し日本では検討されていない、 または検討範囲が狭いと思われる機能

米国ではシステム全体の認証を行うパフォーマンス認証のコンセプトが記載されている。欧州では言及されていない。 日本においてシステム全体(機体、操縦者、インフラ等)を捉えた運航許可の仕組みはどうあるべきか?





米国ではオペレーターが主体となって干渉回避を行う。欧州ではU-spaceのサービスとして一定のルールの下で干渉を解消するサービスがある。日本でも複数のUTMシステム間の経路調整のあり方が必要と考えるが、どのような仕様となるべきか?





経路干渉を解消するためのルール

- ■現行法 2021/664 Article10参照
- 1. 特別運航(警察、捜索、救助、消防等)の優先 923/2012 Article4参照
- 2. (同じ優先度の場合) 先着順
- ■U-space ConOps Edition3.1の問題提起と解決案

問題点:先着順で処理されるとオンデマンド運用の事業者にとって不利

解決案:先着順ではなくRTTAに達した時点で調整を実施する(次ページ)

	調整主体が人またはUSS	調整主体がU-spaceサービス(自動化前提)
メリット	地域の事情などを考慮した柔軟な運用が可能	ルールにのっとった平等な調整が可能 システム間のやり取りのため運航数が増えても人手の影響が増えにくい
デメリット	競合先が増えた場合、主体が多様なので混乱する可能性 平等な調整が難しい可能性	全ステークホルダーが納得するルール策定が困難

推察を含みます。メリット・デメリットの検証や詳細化については今後議論が必要です。



U-plan: U-space内の運航計画

RTTA: Reasonable Time to Act 説明は別ページ

(参考)RTTAを用いた干渉解消の考え方

計画変更が難しくなる直前のタイミングで干渉チェックし、干渉がある場合は計画変更を行う方法について記載。 先着順ではないのでオンデマンド配送はやりやすいが、計画の前倒しという解決策が取れなくなる。

RTTA説明のためにプラン提出の時間帯、RTTAを離陸の15分前に設定し仮で記載し 離陸前で計画の変更が た。RTTAの適切な設定方法は述べられていない。 困難になるタイミング **★**RTTA 離陸 3日前 1日前 10:43 10:45 ★計画確定 建物撮影プラ ン提出 航空地図作製 ★計画確定 プラン提出 時間変更指示の 送電線点検ブ ラン提出 確認、計画変更 医薬品緊急配送 医薬品緊急配 ★計画確定 プラン提出 1. コンフリクトチェック ⇒送電線点検プランが医薬品配送と競合し ていることが判明 ⇒そのほかの計画は競合がないことが判明 2. 解消計画 (時間変更) の提案



米国では具体的な言及がない。欧州ではU-spaceごとに空域の容量を策定・管理する。 日本でも高密度飛行が予想される空域において、空域容量管理のあるべき姿はどのようなものか?

米国

USSの支援

- 安全・公平な空域アクセス
- 効率的な運航を促進
- 協調的な意思決定
- 需要と供給の不均衡の解消

欧州

空域の密度を決定する指標の研究が進む(衝突リスクと社会的影響の側面がある)

①需要をキャパシティに合うように調整

- 1. 空域が"Full"になる時間を予測
- 2. RTTA(前ページ参照)と優先度による処理
 - フライト遅延の提案 または 需要が"Full"の空域を避けた経路の提案
 - 優先順位の高い業務

解決する まで行う

- RTTA後に運航計画が出された運航の調整(優先度が高い運航は除く)

- 優先度が低い運航から調査し、衝突リスクが高く、空域リスクの低減に効果的いな運航をみつける
- 優先順位が低いものから順に変更を提案

②キャパシティが需要に合うように変更



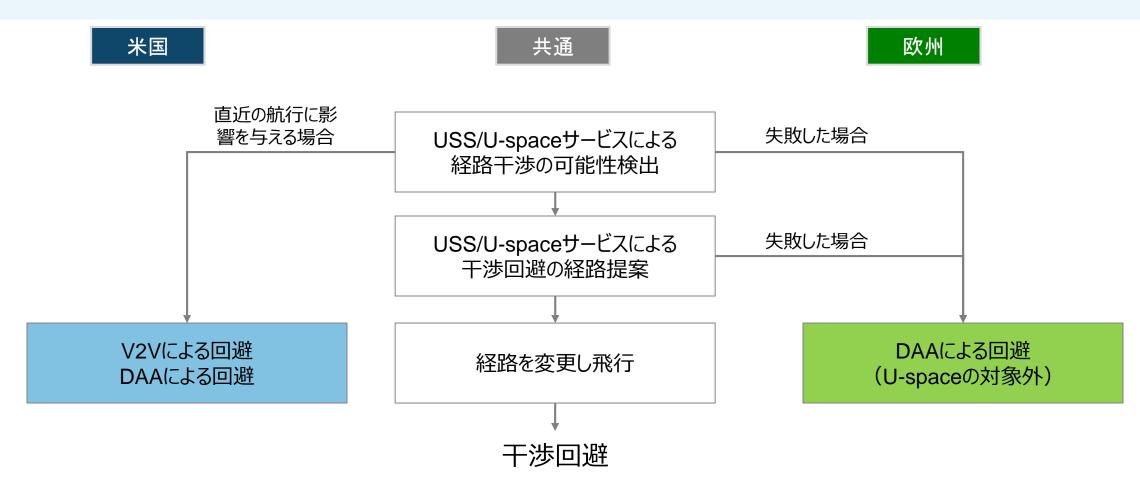
高密度運航が可能な空域の設定

交通を特定の地域に集める

一方通行システムや速度規制区域のような均質な交通を生み出す方策等の検討 長期的には機体の離隔距離を縮められるなどを検討(今後の研究)



米国では干渉が予測されるタイミングによってUTMと機体のどちらが主体となるかが決まる。欧州では基本的にU-spaceの サービスが担い、失敗した場合は機体が干渉回避を行う。日本で飛行中の干渉回避の仕組みはどうあるべきか?

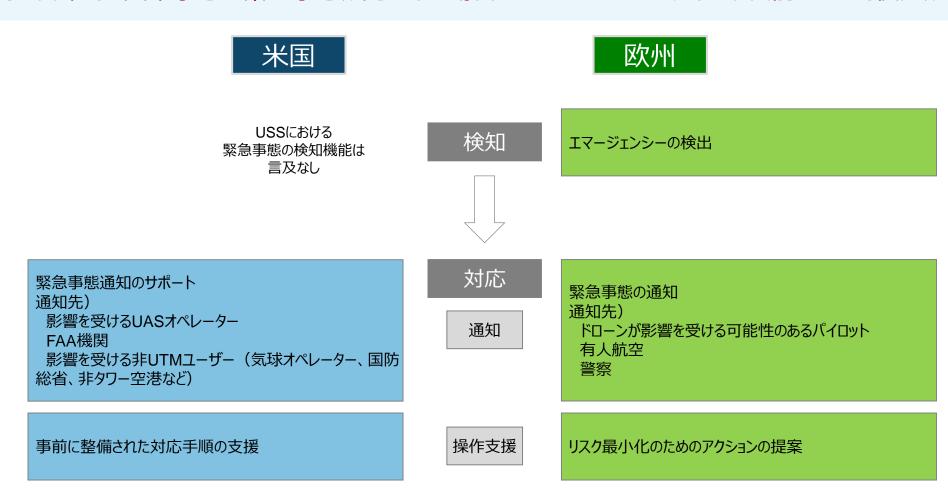


米国ではブロードキャスト型、ネットワーク型の2タイプのRIDが前提となり、それに合わせたシナリオが検討されている。欧州で も同様である。日本においてネットワーク型RIDはどのような仕様となるべきか、また得られる情報をどう活用するべきか?

	ブロードキャスト型	ネットワーク型
発信	UASの識別番号、UASの位置・高度、UASの速度、タイムマーク、緊急事態、コントロールステーションの位置または離陸ポイン 欧州のみ:オペレーターの登録番号、UASの進行方向	
収集	ブロードキャストの範囲 内で受信可	インターネットを通じてデータを送信 米国:RIDサービスを提供するFAAの認定を受けたUSS(RID USS) 欧州:ネットワークアイデンティフィケーションサービス
活用	受信した者のみ利用可能 例)警察が通報を受けて、対象のUASの近くで情報を受信。操縦者を特定して警告を与える	警察、USS/U-spaceサービス、一般市民が広く利用可能例) 例) 警察:通報を受けてUSS/U-spaceサービスで機体の情報を検索。 USS/U-spaceサービス:トラフィック情報、飛行中の干渉回避等 一般市民:気になるUASの情報を検索(閲覧できる情報は限定される)



米国では、緊急事態時にUSSから、関係する人への通知や対応手順の支援を得る。欧州も同様で、さらに緊急事態の検 出も想定する。日本でも異常事態や緊急事態が発生した場合にUTMシステムのサポート機能について検討が必要か?



11. 飛行記録保管

①米・欧の機能に対し日本では検討されていない、 または検討範囲が狭いと思われる機能

米国では、USSで運航データの保存を行い、FAAの要求に応じてデータを提供する。欧州では当局以外に自分自身のデー タを閲覧する機能も想定する。日本でも無人航空機の飛行記録の保管は定められているが、飛行ログデータなどを含むデー タ保管・閲覧の検討が必要と考えるがどのようなものか?

データ保管

アクセス

米国

USS

運航データセットの 保存

データセットについては記載なし

運航会社に対して規 則・要求遵守の監視 アクシデント・インシデン 卜調査



運航データセットの 提供

USS

FAAの要求に応じて、この データを提供する能力

欧州

リーガルレコーディング サービス

U-spaceへのすべての 入力の記録

デジタルログブック サービス

利用者向けのレポー トを作成

自身の記録閲覧



ドローンオペレー ター、パイロット

すべてのデータ



権限を与えられた ユーザー(警察や 事故調查員)



12. 空域制限情報

①米・欧の機能に対し日本では検討されていない、 または検討範囲が狭いと思われる機能

米国では、空域制限情報はFAAまたはFAAに認定された公共安全USSから配信される。欧州も同様に認定されたCISから 配信される。日本でもドローン用の空域制限情報を信頼できる情報として発信・受信する仕組みが必要か?

米国

公共安全USS

UVRの設定、通知

UVR:公共活動などで設定さ れる優先空域を指す

FAA

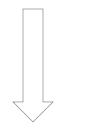
FAA発の空域制約 データを提供

USS

飛行経路との干渉

チェック

空域制限の設 定•通知



欧州

ドローン航空情報 管理サービス or 各国航空局

制限情報の設定、提

ジオアウェアネス サービス

空域制約情報の 集約:通知

活用

フライトオーソライゼー ションサービス

飛行終了前の計画 干渉チェック

モニタリングサービス

空域制限に沿った飛 行の監視

ジオフェンス提供サービス



UVR: UAS Volume Reservations

論点一覧

本資料における論点を11ページをベースに整理した。

なフラ

全体に関わる論点として、ルール策定のあり方とUTMシステムが担う機能の定義について検討が必要である。

ノライト

-計画の

承

認

各機能については「A.米・欧の機能に対し日本では検討されていない、または検討範囲が狭いと思われる機能」、「B.米・欧のアーキテクチャが異 なり、日本での方向性を論じる必要がある機能」について検討が必要である。

ルール策定のあり方、UTMシステムが担う機能範囲

米国

Strategic Pre-flight

飛行前

Pre-Tactical

飛行後

フラ

ト計画の

終了

Post-flight

11. 飛行記録保管

飛行ログデータなどを含むデータ

保管・閲覧システムはどのような

仕様となるべきか

欧州 Strategic Long term

1. 機体·操縦者登録

日米欧ともに 制度設計あり

2. 空域設定

米欧の方式を考慮すると 日本ではどのようなUTM 利用空域設定が妥当か

3. 運航計画の作成

日本における運航計画の軌道設定の あるべき姿とはどのようなものか

4. 管制空域飛行許可取得

管制空域飛行時の迅速な許可と動 態情報共有を実現するためにどのよう なプロセスで進めるべきか

6. 飛行前の干渉回避

ラ

画の

起動

複数のUTMシステム間の経 路調整のあり方はどのような 仕様となるべきか

7. 空域容量管理

高密度飛行が予想される空 域で、空域容量管理のある べき姿とはどのようなものか

8. 飛行中の干渉解消

飛行中の干渉回避の仕組みは どうあるべきか

9. 動態情報

仕様となるべきか、また得られる 情報をどう活用するべきか?

て検討が必要か

全体に関わる論点

日本で未検討・検討範囲が狭い

B. 日本での方向性を議論すべき

C. 日米欧共通

5. 運航計画許可

日本においてシステム全体(機体、操 縦者、インフラ等)を捉えた運航許可 の仕組みはどうあるべきか?

12. 空域制限情報

ドローン用の空域制限情報を信頼できる情報として発信・受信する仕組みはどのような仕様となるべきか

Digital Architecture Design Center

飛行中

Tactical

ネットワーク型RIDはどのような

10. 異常時·緊急時対応

緊急事態が発生した場合にUTM システムがサポートする機能につい

(参考) 定義

	文言	説明	参照
米	USS UAS Service Supplier	連携するUTM参加者間の接続、空域に関する情報提供、データ保存を行う。 USSがネットワークとなり低高度運航の管理を行う。	FAA ConOps
米	UTM UAS Traffic Management	オペレーター間、機体間、オペレーターとFAA間で安全な運航実現のための情報共有とデータ交換を前提とする。主要なサービスはオペレーター間のフライトインテントの共有と空域制約情報の提供である。	
欧	U-space Airspace	加盟国によって制定される地理的なエリア(zone)で、U-spaceサービスを利用することによってのみUAS運航が許可されるエリア	2021/664 Article2
欧	U-space Service	多数のUASのU-space Airspaceへの、安全、安心かつ効率的なアクセスを支援する ために設計されたデジタルサービス及び機能の自動化に依拠するサービスをいう	
欧	Common Information Service	無人航空機の交通管理のためのU-spaceサービスの提供を可能にする静的及び動的データの発信で構成されるサービス	
欧	Dynamic Arispace reconfiguration (動的な空域の再構成)	有人航空の飛行需要に対応するためにU-space空域の地理的限界を一時的に調整すること	
欧	USSP U-space Service Provider	2021/664 chaprterIV記載のU-spaceサービス(ネットワークアイデンティフィケーションサービス、ジオアウェアネスサービス、UASフライトオーソライゼーションサービス、トラフィックインフォメーションサービス、気象情報サービス、コンフォーマンスモニタリングサービス)を1つ以上提供するステークホルダー	U-space ConOps Edition3.1



お問い合わせ先

本資料の内容についてのご質問などがございましたら 下記連絡先までお問い合わせください

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC) 自律移動ロボットプログラム 空モビリティプロジェクト dadc-drone@ipa.go.jp





デジタルアーキテクチャデザインセンター https://www.ipa.go.jp/dadc

